「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年8月28日から同年9月26日までの間、「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令案」に対する意見の募集を行ったところ、10通の御意見・御質問を頂きました。

「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令」を制定するに当たり、頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を 次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令(平成27年警察庁訓令第19号)

2 命令等の案を公示した日

平成27年8月28日

3 御意見・御質問に対する警察庁の考え方

頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。 頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載 しています(整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に 供します。)。

なお、今回の「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令案」の内容に関する御意見・御質問以外のものについては、 今後の参考とさせていただきます。

4 修正点

頂いた御意見や別途障害者団体等から寄せられた御意見を踏まえ、警察庁での検討の結果、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見・御質問の総数	10通
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	7通
電子メール	0通
F A X	3通
郵送	0 通

「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令案」に対する御意見・御質問に対する警察庁の考え方について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
	第7条 相談体制の整備について	
1	第4項を次のとおり修正して欲しい。「第1項の相談窓口については、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。」 また、第5項として、「相談窓口について障害者及び関係者に分からない形で周知されなければならない」と追加して欲しい。	第4項については、頂いた御意見と同趣旨であることから、原案どおりとさせていただきます。相談窓口の周知に関しては、警察庁ホームページ等の各種媒体等を通じて実施してまいります。
2	相談窓口について、実効性を高める観点から周知に関する規定を追加すべきである。	
3	となるよう、相談体制の中に必ず女性を配置する旨の規定を追加して欲しい。	御意見を踏まえ、第7条第2項 を次のとおり修正いたします。 「相談窓口においては、障害者の 性別、年齢、状態等に配慮すると ともに、対面のほか、手紙、電話、
4	相談過程でコミュニケーション支援が受けられる体制を整備すると共に、当事者が望む者の同行や付き添いが認められるべきことを明記すべきである。	ファックス、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。」
	第8条 研修・啓発について	
5	警察学校のカリキュラムの中に科目を設けて、座学や実習を通じて障害者に対する理解をして欲しい。	
6	障害のある女性等の複合的な困難 に関して、研修の内容に含めること を明記して欲しい。	頂いた御意見を踏まえ、警察学校等での研修、職員への啓発の内容が、更に障害に対する理解を深めることのできるものとなるよう、
7	研修・啓発については、実効性が 上がる取組を促すような記述とすべ き。障害当事者や障害者団体による 研修や、マニュアルの作成等が必要 であると考える。	引き続き検討してまいります。
8	全職員に対して、効果的な研修の 義務付け、専門的なプログラムの受	

講、福祉施設における実習を行うべ きこと、さらに研修が障害や差別へ の理解を十分に深められるような内 容のものでなくてはならず、定期的 継続的に行われるべきことを明記 すべき。

別紙 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方について

以下の記述を加えるべきである。 「障害当事者とその家族、介助者、 障害者団体又は障害者に理解のある 弁護士や社会福祉士等と連携し、蓄 積した具体例を対応要領に十分に盛|とから、記載しないこととさせて り込み随時更新すべきである。」

対応要領は警察庁職員の適切な 対応に必要な事項を定めるもので あり、頂いた御意見については、 対応要領の位置付けとは異なるこ いただきます。

なお、今後、具体例を蓄積し、 関係機関等とも連携しながら、必 要に応じて、対応要領の見直しを 図ってまいります。

別紙 第2 正当な理由の判断視点について

「第2 正当な理由の判断の視点」 中、「正当な理由に相当するか否か」な理由の判断視点」を次のとおり について、個別の事案ごとに…(略) …必要である。」という記載を、「正 当な理由に相当するか否かについて、 具体的な検討をせずに正当な理由を 拡大解釈するなどして法の趣旨を損 <u>なうことなく</u>、個別の事案ごとに、 …(略)…障害者にその理由を説明す るものとし、理解を得るよう努める ことが望ましい。」と修正して欲し 11

御意見を踏まえ、「第2 修正いたします。

「職員は、正当な理由に該当する か否かについて、具体的な検討を せずに正当な理由を拡大解釈する などして法の趣旨を損なうことな く、個別の事案ごとに、…(略)… 必要である。」

「また、職員は、正当な理由があ ると判断した場合には、障害者に その理由を説明するものとし、理 解を得るよう努めることが望まし V) |

正当な理由が拡大解釈されること のないよう、厚生労働省の福祉事業 まえ、「第2 正当な理由の判断 者向けガイドライン中の下記のよう な記載を追記して欲しい。

「なお、「客観的に判断する」とは、 主観的な判断に委ねられるのではな く、その主張が客観的な事実によっ て裏付けられ、第三者の立場から見 ても納得を得られるような「客観性」 が必要とされるものです。また、「正 当な理由」を根拠に、不当な差別的 取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化 されるべきではなく、抽象的に事故

頂いた御意見や他の御意見を踏 視点」を No. 10のとおり修正して おります。

の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」

12 経済産業省や厚生労働者の指針案にあるように、差別解消法に定める差別の禁止・解消との目的・趣旨に治って、具体的な状況に応じて柔軟な対応が期待されていることや、正当な理由を拡大解釈しない、という旨の記載を追加して欲しい。

別紙 第3 不当な差別的取扱いの具体例について

- 13 以下の具体例を追加すべきである。 〇知的障害、発達障害があるために、 話ができない当事者に必要な当事者 家族、支援者などによるコミュニケ ーション支援を確保しないこと。
 - ○不起訴の条件として福祉施設の入 所を課すこと。
 - ○障害の特性等を理解せず、状態に 応じた対応をせず、取調べ、交流、 逮捕、起訴、公判の手続き等をし、 障害のためにコミュニケーション等 が取れない当事者に対して必要な支 援を提供しないこと。 に、事務又は事業の遂行上、特に 必要ではないにもかかわらず、来 庁の際に付添人の同行を求めるな どの条件を付けたり、特に支障が ないにもかかわらず、付添人の同 行を拒んだりする」がこれに該当
 - ○取調べ、拘留、逮捕、起訴などに おいて、障害の特性に対する理解が ないまま、障害者に対して、暴力、 暴言、差別的な言動をすること。
 - ○逮捕、拘留時等において障害当事者に必要な医療が提供されないこと、 また、当事者家族の同意がなく、薬物投与がなされること。
 - ○混乱してパニックになっている自 閉症のある人をいきなり押さえつけ ること。
 - ○運転に差し支えない病状で運転してきた人に対して、運転免許の交付や更新を停止する。
 - ○障害そのものだけでなく、障害が対応することによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば、障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。

取調べに係る具体例を追加すべきとの御意見については、警察庁職員が取調べ等を行うことは想定し難いため、記載しないこととさせていただきます。

また、具体例についてはあくまでも例示であり、記載されている 具体例に限られるものではござい ません。

頂いた御意見も踏まえ、今後、 具体例を蓄積しつつ、関係機関等 とも連携しながら、必要に応じて 対応要領の見直しを図ってまいり ます。

14	より具体的な事業・業務内容に即 した記述とすべき。	頂いた御意見も踏まえ、今後、 具体例を蓄積しつつ、関係機関等 とも連携しながら、必要に応じて 対応要領の見直しを図ってまいり ます。
	別紙 第4 合理的配慮の基本的な考え	方について
15	「合理的配慮は、警察庁の事務又 は事業の目的・内容・機能に照らし、 必要とされる範囲で本来の業務に付 随するものに限られること」とされ ているが、本来的業務の範囲を厳格 に解釈して、合理的配慮を提供すべ き場面を限定すべきではない。	針において基本的な考え方が整理 ・記述されており、これに基づく 対応要領においても同様の記述と しております。
16	意思の表明について、「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)」との記載を、(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。)とすべき。	頂いた御意見の「言語通訳、手 話通訳、要約筆記者、盲ろう通訳 等」については、原案の「通訳を 介するもの」に含まれると解せる ため、原案どおりとさせていただ きます。
17	意思の表明について、「意思の表明について、「意思の表明について、「意思の表明についても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要とはってもる。」とが明白である場合にといるが、」とされているが、」とされているが、」といいな取組を行うこととする。」とすべき。	御意見を踏まえ、別紙に第7として次の記載を追加します。「望ましい」と追加します。「望ましたの記載中、「望ましたおいがない。」とではない場合であることはなが、と判断されることははからという。」を登ります。」
18	意思の表明について、3の末尾を「自主的に取り組むものとする。」に、5の末尾を「盛り込むものとする。」と追加して欲しい。	
1.0	別紙 第5 過重な負担の基本的な考え	
19	「過重な負担については、適正手 続を求められる司法分野においては、 原則として考慮する必要はない。」 とすべき。	
20	下記の記述を追加すべき。 「「過重な負担」とは、主観的な判	御意見を踏まえ、「第5 過重な負担の基本的な考え方」を次の

断に委ねられるのではなく、その主|とおり修正いたします。 張が客観的な事実によって裏付けら|「職員は、過重な負担については、 れ、第三者の立場から見ても納得を 得られるような「客観性」が必要と されるものです。また、「過重な負」を損なうことなく、個別の事案こ 担」を根拠に、不当な差別的取扱い を禁止する法の趣旨が形骸化される べきではありません。」

具体的な検討をせずに過重な負担 |を拡大解釈するなどして法の趣旨 とに、…(略)…必要である。| 「また、職員は、過重な負担があ ると判断した場合には、障害者に その理由を説明するものとし、理 解を得るよう努めることが望まし

別紙 第6 合理的配慮の具体例について

21 合理的配慮の具体例の例示が少な く、それぞれの障害者に当てはめる ことが不可能であることから、障害|とも連携しながら、必要に応じて 当事者等と連携し、具体例を順次更 新した上で、研修等を行うべき。

頂いた御意見も踏まえ、今後、 具体例を蓄積しつつ、関係機関等 対応要領の見直しを図ってまいり ます。

また、警察学校等での研修、職 員への啓発の内容が、更に障害に 対する理解を深めることのできる ものとなるよう、引き続き検討し てまいります。

- 物理的環境への配慮として、 ○「電光掲示板、磁気誘導ループな|示であり、記載されている具体例
 - どの補聴装置の設置、音声ガイドの 設置 |
 - ○「光や音、触覚、においなどの感 覚過敏がある障害者には、その対象|とも連携しながら、必要に応じて となる刺激を軽減するような遮蔽板 や耳栓などを用意したり、別室を用ます。 意する」

を追加すべき。

具体例についてはあくまでも例 に限られるものではございません。 頂いた御意見も踏まえ、今後、

具体例を蓄積しつつ、関係機関等 対応要領の見直しを図ってまいり

- 以下の例を追加すべき。 23
 - ○疲れやすい痙性のある脳性まひな|庁職員が取調べ等を行うことは想 どの身体障害者に対して、ソファや|定し難いため、記載しないことと ベッドなどを用意し、取調べ用の椅とせていただきます。 子ではなくそこで事情聴取等を行う。 また適宜休憩を取りながら取調べを する。
 - ○逮捕、取調べ等において知的はた つ身体障害者など、コミュニケーシ ョン支援が必要な障害者に対して、 意思疎通を支援する支援者、家族等 の人的支援を必ず行うこと。

頂いた御意見については、警察

- 以下の例を追加すべき。 24
 - ○コミュニケーションに障害のある 人が、窓口で込み入った話をするこ とが必要になったとき、大勢の人の 視線に触れないよう、別室で対応す
 - ○吃音や失語症など意思疎通が不得 意な者に対し、時間制限を設けない。 また、
 - ○意思疎通への配慮の具体例(8)につ いて、知的障害がある場合には、申 出の有無にかかわらず、(8)のような 配慮をすべきことから、「知的障害 者から申し出があった際に、」を削してめ、記載しないこととさせてい 除すべき。

頂いた御意見のうち、「コミュ ニケーションに障害のある人が、 窓口で込み入った話をすることが 必要になったとき、大勢の人の視 線に触れないよう、別室で対応す る。」については、対応要領の別 紙第6の3の具体例「(7) 他人と の接触、多人数の中にいることに よる緊張等により、発作等がある 障害者の場合、緊張を緩和するた め、当該障害者に説明の上、障害 の特性や施設の状況に応じて別室 を準備する。」がこれに該当する ただきます。

また、具体例についてはあくま でも例示であり、記載されている 具体例に限られるものではござい ません。

頂いた御意見も踏まえ、今後、 具体例を蓄積しつつ、関係機関等 とも連携しながら、必要に応じて 対応要領の見直しを図ってまいり ます。

その他

対応要領の内容が全体的に不足し ていると感じる。厚生労働省の指針|具体例を蓄積しつつ、関係機関等 案のように、具体的事例等を詳細に 記載してほしい。また、関連ホーム| ページ一覧を対応要領案に追加して 欲しい。

頂いた御意見も踏まえ、今後、 とも連携しながら、必要に応じて 対応要領の見直しを図ってまいり ます。

なお、対応要領は警察庁職員の 適切な対応に必要な事項を定める ものであり、「関連ホームページ 一覧を対応要領案に追加して欲し い」との御意見については、対応 要領の位置付けとは異なることか ら、記載しないこととさせていた だきます。

「警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 を定める訓令案」の修正点について

- 1 パブリックコメントで頂いた御意見を踏まえた修正点
 - (1) 第7条第2項を次のとおり修正
 - 2 相談窓口においては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するととも に、対面のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等障害者が他人 とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲 で用意して対応するものとする。
- (2) 別紙 「第2 正当な理由の判断視点」を次のとおり修正

正当な理由に相当するのは、…(略)…場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略)…必要である。

- …(略)…また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。
- (3) 別紙 「第5 過重な負担の基本的な考え方」を次のとおり修正 職員は、過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略) …必要である。
 - …(略)…また、職員は、過重な負担があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。
- (4) 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中、「3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」(7)を次のとおり修正
 - (エ) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、<u>発作</u>等がある障害者の場合、<u>緊張を緩和するため、</u>当該障害者に説明の上、<u>障害</u>の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- (5) 別紙に第7として次の記載を追加

第7 留意点

別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

2 その他の御意見等を踏まえた修正点

- (1) 障害者団体より、障害当事者の意思の表明を支援する者として、法定 代理人等を具体例に追加すべきとの御意見があったことを踏まえ、別紙「第 4 合理的配慮の基本的な考え方」中、3の記載を次のとおり修正します。
 - 3 意思の表明に当たっては、…(略)…伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、<u>支援者・</u>介助者、 法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意 思の表明も含む。

なお、事業者は、意思の表明が困難な障害者が、家族、<u>支援者・</u>介助者、<u>法定代理人</u>等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、…(略)…自主的な取組に努めることが望ましい。

- (2) 内閣府に対して寄せられた御意見を参考として、当庁において検討した結果、次のアからエまでの修正を行うこととしました。
 - ア 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中「1 合理的配慮に当たりうる 物理的環境への配慮の具体例」に次の具体例を追加します。

- (7) 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞く ことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用 いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- イ 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中「2 合理的配慮に当たり得る 意思疎通の配慮の具体例」(8)を次のとおり修正します。
- (8) 障害者から申出があった際に、…(略)…必要に応じて適時に渡す。
- ウ 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中「2 合理的配慮に当たり得る 意思疎通の配慮の具体例」に以下の次の具体例を追加します。
- (9) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚 又はに障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧 な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- (10) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
- エ 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中「3 ルール・慣行の柔軟な変 更の具体例」(3)を次のとおり修正します。
- (3) スクリーン、<u>手話通訳者、</u>板書等がよく見えるように、スクリーン 等に近い席を確保する。

3 技術的修正

(1) 第5条を次のとおり修正します。

職員のうち、課長(課長に準ずる職を含む。以下同じ。)以上の職にある者(以下「所属長」という。)は、<u>前2条に掲げる事項に関し、</u>障害を理由とする差別の解消を推進するため、<u>次の各号に掲げる事項を実施し</u>なければならない。

(2) 第6条を次のとおり修正します。

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、<u>又は、</u>過重な負担がないにも関わらず…(略)…懲戒処分等に付されることがある。

(3) 第8条第4項を次のとおり修正します。

長官等は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者<u>に</u>適切に対応するために必要なマニュアル<u>の活用</u>等により、意識の啓発を図るものとする。

- (4) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、1 (3)「不当な差別的取扱いの具体例」中アからオまでの記載を次のとおり 修正します。
 - 1 障害を理由に窓口対応を拒否する。
 - 2 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
 - 3 障害を理由に資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
 - 4 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
 - 5 <u>障害を理由に</u>、事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、 来訪の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障 がないにもかかわらず、付添人の同行を拒んだりする。
- (5) 別紙「第4 合理的配慮の基本的な考え方」中、2の記載を次のとおり修正します。
 - 2 合理的配慮は、…(略)…配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、…(略)…、その都度の合理的配慮の提供<u>とは別に</u>、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、…(略)…重要である。

- (6) 別紙「第6 合理的配慮の具体例」中「2 合理的配慮に当たり得る意 思疎通の配慮の具体例」(7)を次のとおり修正します。
 - (7) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等 を用いずに具体的に説明する。